

令和8年度高槻市広報誌広告枠使用契約の概要

1. 契約期間

契約締結日～令和9年4月30日

2. 対象発行回数

全12回（広報たかつき令和8年6月号～令和9年5月号）

3. 1号当たりの広告スペース

上限8枠。1枠はA4判5段組のうち、1段の1／2（0.5段）で、ページの最下段に配置する。8枠に満たない場合は、広告主は期日までに、市に使用枠数を書面で通知すること。ただし、使用する広告枠が6枠に満たない場合の広告掲載料は、6枠分とする。※編集の都合から枠数を減ずる必要がある場合、広告主（契約者）の承諾を条件として、枠数を減ずることがある

4. 支払方法

市の指定する額を指定する期日までに納付書により納付

5. 広告枠数の提出時期（枠の内訳および8枠に満たない場合の通知）

広告枠通知書＝発行日が属する月の3カ月前の25日まで
(土・日曜日、祝日の場合は前開庁日)

6. 広告原稿の提出時期

一覧表・データ＝発行日が属する月の前々月15日まで
(土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日)

7. 掲載位置

市が指定する位置

8. PDF版における取り扱い

広告は、市ホームページに掲載する広報誌（PDF形式）には掲載しない